

開成町 介護保険における住宅改修について

介護保険の住宅改修は事前申請が必要です。まずは保険健康課にご相談ください。

介護保険の住宅改修費の支給対象となる種類

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・和式便器から洋式便器等への便器の取替え

申請の流れ

1. 事前相談

住宅改修を予定している内容について、事前に保険健康課までご相談ください。

2. 住宅改修の事前申請

事前相談の後、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書で事前申請をします。必要書類を添付し提出してください。（特別な理由により工事に急を要する場合はご相談ください。）

< 必要書類 >

住宅改修が必要な理由書、改修箇所の改修前の写真等（日付入り） 工事見積書、改修の完成予定の状態が確認できるもの、住宅所有者の承諾書（本人が所有者でない場合）

3. 申請内容の審査をし、改修内容が保険給付として適当かどうか確認します。

4. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請の結果をお知らせします。

5. 事前申請の結果、介護保険の住宅改修として認められた後、改修工事を着工してください。

6. 改修完了後の支給申請

改修工事が完了しましたら、必要書類をご持参の上、保険健康課にて手続きをお願いします。

< 必要書類 >

住宅改修の領収書の原本、改修箇所の完成後の写真等（日付入り）
工事費内訳書、口座振込み先が確認できる書類（ご本人の通帳等）

7. 支給申請内容を審査し、支給が決定されましたら、後日指定口座に支給費が振り込まれます。

注意事項

原則、事前申請がなかった場合や必要な書類がそろわない場合は、支給対象外とします。ただし、やむを得ない事情で事前申請できない場合については、保険健康課にご相談ください。

住宅改修費の支給先は、原則ご本人の口座（郵便局は不可）です。ただし、ご本人の口座がない場合は、ご家族の口座でも可能です。

問合せ先 開成町役場 保険健康課 電話 0 4 6 5 8 4 0 3 2 0

介護保険の住宅改修について

住宅改修の支給対象となるものとならないものがあります。(表書きの『支給対象となる種類』をご参照ください。)

限度額は要介護度に関らず1人につき20万円までです。ただし、次の場合は特例として改めて20万円まで住宅改修費の支給を受けることができます。

最初に住宅改修費支給を受けてから住宅改修の着工時点と比較して、要介護度が3段階以上上がった場合(1回に限る)

転居した場合

施設サービス(医療保険での入院も含む)を受けている方で、施設内や外泊時に使用するための住宅改修については対象になりません。

なお、施設の退所(院)に際し、事前に住宅の改修が必要となる場合は、事前に保険健康課までご相談ください。

改修を行う居住地は、住民票の住所(被保険者証に記載された住所)に限られます。